

審 議 結 果 速 報

(令和8年6月29日)

陳情8年農林水産第4号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結

令和8年6月定例会

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年-4 (R8.4.24)	農 林 水 産	農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める陳情	不採択 (R8.6.29)

▶陳情事項

農家・生産者が安定的に農業生産でき、かつ、消費者へ安定的に供給できるよう、実効性のある主要農畜産物に係る所得補償制度を新設するよう国に求めること。

▶所管委員長報告（R8.6.29本会議）会議録暫定版

国は「収入保険」などの経営安定対策を既に講じています。また、令和9年度に予定されている水田政策の見直しや、令和8年4月に施行された農産物・食品の取引において「適正な価格形成」を促す食料システム法による新たな施策が展開されているところです。

なお、県も農業生産資材等の安定供給及び価格高騰対策についても機を逸することなく国へ要望しています。仮に、所得補償制度を実現する場合、相当の財源負担が生じ、需給の調整機能が低下する恐れがあります。

以上のことから、県議会から国に意見書を提出するには及ばないという意見があり、「不採択」とすべきものと決定しました。

▶陳情理由

我が国の農業は、物価・資材価格の上昇で農業経営は岐路に立たされ、農業従事者の平均年齢は69.2歳（2024年）と引き上がっており、団塊世代のリタイアに伴い急速な高齢化、後継者不足の深刻化が進んでいる。また、異常気象対策などに直面している。このままでは食を支える基盤が揺らぎ、耕作放棄地の増加、農村集落の崩壊に歯止めが効かない状況となってきている。

また、消費者においても、物価上昇などにより暮らしの環境は厳しくなっており、食料品の急激な高騰は消費抑制と需要減退につながりかねなく、適正価格を維持できるよう所得補償制度の構築で、生産者と消費者双方の暮らしの両立を図ることが重要である。

については、生産コストと販売価格の差額を補填することを基本とし、意欲ある全ての農業者が再生産可能となる所得補償制度を速やかに法制化することが必要である。

また、制度設計では、多様な農業実態や小規模・家族経営から大規模経営まで、多様な担い手に反映される仕組みを構築し、食料安全保障を確立することが求められている。

現状と県の取組状況

6/9 常任委員会資料

農林水産部（農林水産政策課）

【現 状】

- 1 中東情勢の影響による原油価格等の上昇により、令和2年の価格を100とした農業生産資材価格指数は130.8となり、前年同月（令和7年4月）から5.1%上昇している状況。
また、肥料価格（全農卸価格）は、平成19年の価格を100とすると、ここ2～3年は160～182とほぼ横這いで推移し、飼料は高騰前の令和2年12月の価格を100とすると、令和4年7月以降は139～150で推移するなど高止まりしている。
- 2 令和6年改正の「食料・農業・農村基本法」に基づき令和7年に策定された「食料・農業・農村基本計画」において、将来にわたって持続的な食料供給を実現していくために生産・加工・流通・小売・消費等の食料システム関係者の合意の下、コストを考慮した価格形成の環境整備を行う方針が示された。
- 3 令和7年6月に制定された食料システム法（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律）において、食料全般の取引を対象として、売り手と買い手の当事者間で価格決定されることを基本としつつ、令和8年4月の全面施行以降、取引の適正化のために2つの努力義務が課されることとなった。
＜2つの努力義務＞
 - ・持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議
 - ・商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合の検討・協力
- 4 国は、令和8年1月30日の省令改正により、持続的な供給に要する費用を認識しにくい品目として、米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆を「指定飲食料品等」とし、4月以降、品目指標作成団体を認定し、これらの団体が「指定飲食料品等」の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき「コスト指標」を作成、公表することとしている。
＜米のコスト指標（令和8年4月7日公表） 指標作成：公益社団法人米穀安定供給確保支援機構＞
 - ・玄米60kg当たりの生産コスト：20,535円
 - ※精米5kg当たりの生産～小売の合計コスト：2,816円（※玄米から精米への歩留まりを0.9として算出）
- 5 米については、JA全農とっては、令和6年度から国の農産物生産費統計を根拠に、米農家の生産コストを補填する目的で「生産費支払い」として概算金を設定。令和7年産米においては、水稻作付規模1haを基準に22,000円/60kgを概算払いし、実際の米の販売状況等を踏まえて、今夏に精算金を追加で支払うこととしている。
- 6 国は、農業セーフティネットである収入減少を広く補償する「収入保険」、市場価格が著しく下落した場合に補給金を交付する「野菜価格安定対策事業」、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に交付金を交付する「肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）」及び「肉豚経営

安定交付金(豚マルキン)」等の制度により主要農畜産物を対象とした農業経営の安定に向けた生産者への支援を行っている。

【県の取組状況】

- 1 県は、フェアいい鳥取もっと地産地消推進事業により、令和6年度からJAグループ等と連携しながら地産地消やフェアプライスの取組の浸透を図るため、「もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト」として、9～11月の「地産地消月間」に、国が推進している「フェアプライスプロジェクト」を同時展開することで、地元の農産物への関心や愛着を高め、適正価格への県民理解を深める取組を行っている。
- 2 令和7年11月26日に持続的な水田農業に資する新たな水田政策の実施について、令和8年4月16日及び5月7日に中東情勢の緊迫化・長期化に伴う農業生産資材等の安定供給及び価格高騰への対策について国へ要望した。
＜国への主な要望項目＞
 - ・食料安全保障の観点から、国の責任において需要に応じた米生産を推進し、主食用米の需給及び価格の安定に向けた体制を構築するとともに、令和9年度以降の水田政策の見直しについては、地域の実情に配慮し、生産者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすること。
 - ・重油使用量の多い水産業、公衆浴場業やクリーニング業、農繁期に入っている農業等の経営に影響が生じないよう、燃油に加え、石油由来の生産資材、肥料及び飼料等の供給及び価格の安定化に向け、万全を期すこと。
 - ・農業生産資材等のコスト増大分を適切に農産物価格へ反映できるよう、消費者や販売者への理解醸成及び情報発信等によるフェアプライスの取組を強化すること。